

添付法令資料 3 :

課税権行使及び納税義務履行の手續に関する2022年12月12日付
インドネシア共和国政令No. 50 (目次)
同日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	納税義務者番号、確定申告書、不正開示及び納税手續
第1節	納税義務者番号 (第2条ないし第4条)
第2節	確定申告書 (第5条及び第6条)
第3節	不正開示 (第7条及び第8条)
第4節	税金の納付又は預入れの手續 (第9条)
第5節	過払い税の還付の根拠 (第10条)
第3章	記録及び調査
第1節	記録 (第11条及び第12条)
第2節	調査 (第13条ないし第18条)
第4章	確定及び査定 (第19条ないし第30条)
第5章	異議、更正、軽減、免除、取消し及び訴訟
第1節	異議 (第31条ないし第36条)
第2節	更正 (第37条)
第3節	軽減、免除又は取消し (第38条及び第39条)
第4節	決定の再発行 (第40条)
第5節	訴訟 (第41条及び第42条)
第6節	異議申立決定、控訴決定及び訴訟決定の執行書 (第43条)
第6章	利子の対価 (第44条)
第7章	徴収 (第45条ないし第50条)
第8章	税務の委任及び職務上の秘密保持
第1節	税務の委任 (第51条ないし第53条)
第2節	職務上の秘密保持 (第54条)
第9章	共同承認手續の実施 (第55条ないし第58条)
第10章	予備証拠調査及び捜査 (第59条ないし第65条)
第11章	電子による課税権行使及び納税義務履行 (第66条及び第67条)
第12章	居住データベースと課税データベースの統合 (第68条)
第13章	炭素税の課税権行使及び納税義務履行 (第69条及び第70条)
第14章	経過規定 (第71条)
第15章	終則 (第72条ないし第75条)